

重度障害者受入れ促進事業 令和5年度追加事業分 Q&A

一宮市福祉部障害福祉課

- ・重度障害児受入れ促進事業
- 7.対象事業及び対象事業所
- 8.対象期間について
- 9.補助対象の障害児
- 10.申請の手続きについて

- ・相談支援体制強化事業
- 11. 対象事業及び対象事業所
- 12. 対象期間について
- 13. 相談支援専門員
- 14. 申請の手続きについて

重度障害児受入れ促進事業 Q&A (令和5年6月1日)

7. 対象事業及び対象事業所(重度障害児受入れ促進事業)

No.	質問	回答
7-1	重度障害児受入れ促進事業の補助対象となる事業は何か。	重症心身障害児又は医療的ケア児に対して提供される児童発達支援又は放課後等デイサービスが対象となります。 ただし、医療的ケア児に対するものは、支援のために必要な看護職員等を配置してサービスを提供する【医療的ケア区分3～1】の報酬算定を受けて提供するものに限りします。 医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して医療的ケア児を受入れる場合等については、対象外となります。
7-2	重度障害児受入れ促進事業の補助対象となる事業所の運営法人の所在地、事業所の所在地、指定の時期に係る要件については、令和4年度から実施している重度障害児受入れ補助金の要件と同じと考えて良いか。	お見込みのとおり。以下を参照ください。 ・法人の所在地 市外であっても他の要件を満たせば申請できます。 ・事業所の所在地 一宮市内の事業所に限りします。 ・指定の時期 令和5年度以降の新規事業所であっても他の要件を満たせば申請できます。

8. 対象期間について（重度障害児受入れ促進事業）

No.	質問	回答
8-1	重度障害児受入れ促進事業の補助対象となるサービスの提供期間はいつか。	令和5年度の補助対象は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の対象サービスの提供を補助対象とし、令和6年度についても同様に1月1日から12月31日までの間の対象サービスの提供を補助対象とします。
8-2	重度障害児受入れ促進事業は、いつまで実施する予定か。	令和5年度と令和6年度の2か年で実施する事業となります。
8-3	月ごとの対象となる重症心身障害児又は医療的ケア児へのサービスの提供日数について何か補助の要件はあるか。	補助対象の事業は、看護職員等を配置した上でサービスを提供することから、提供日数を問わず補助対象としますが、対象となる障害児の利用が1日もない月については、補助金額の算定対象としないこととします。 言い換えますと支援のための看護職員等を適切に配置した上で、対象となる障害児に対して月ごとに1日以上サービスを提供することが要件となります。

9. 補助対象の障害児（重度障害児受入れ促進事業）

No.	質問	回答
9-1	重度障害児受入れ促進事業の補助対象となる障害児について、詳しく知りたい。	【児童福祉法第7条第1項】に規定されている重症心身障害児又は【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項】に規定されている医療的ケア児であって、サービスの利用にあたり保護者の方が一宮市から通所給付決定を受けている方を対象とします。

10. 申請の手続きについて（重度障害児受入れ促進事業）

No.	質問	回答
10-1	重度障害児受入れ補助金については、交付申請の手続きの前に適用申請が必要となっているが、重度障害児受入れ促進事業についても同様か。	事前に確認を要する事項が特にありませんので、不要とします。補助金の交付申請手続きからとなります。

相談支援体制強化事業 Q&A (令和5年6月1日)

11. 対象事業及び対象事業所 (相談支援体制強化事業)

No.	質問	回答
11-1	相談支援体制強化事業の補助対象となる事業は何か。	一宮市と基幹相談支援センター事業に係る委託契約を締結している法人が、相談支援体制強化のために自身が運営している特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所において計画相談を行う相談支援専門員を増員する事業が対象となります。
11-2	一宮市基幹相談支援センターの受託法人の事業所に対象を限定している理由は何か。	基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制を支え、強化していく役割も担っております。 この事業は、受託法人の協力により相談支援体制を強化することで、特に複合的な要因等で困難な状況にある障害者の方が相談支援を利用しやすい環境を整えることを目的としております。 単に相談支援専門員を増やすだけではなく、サービスに係るアセスメントやモニタリングを多面的なものとし、サービス全体の質の向上にも効果が及ぶことに期待しているものとなります。 高いセルフプラン率の改善と本市における難事案の対応力強化を図ることで、重度障害者等の受入れについて、側面から支援します。

12. 対象期間について（相談支援体制強化事業）

No.	質問	回答
12-1	相談支援体制強化事業の補助対象となるサービスの提供期間はいつか。	他の事業と異なり、令和5年度の補助対象は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の対象サービスの提供を補助対象とします。 令和6年度については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の対象サービスの提供を補助対象とします。

13. 相談支援専門員（相談支援体制強化事業）

No.	質問	回答
13-1	増員した相談支援専門員に係る条件は何か。	事業所の指定に関する申請又は届出で、増員が確認できることを要件とします。
13-2	例えば、常勤、非常勤の別や、育児に伴う時間短縮がある場合で補助額が減算されるケースはあるのか。	雇用形態で補助額が変わることはありません。育児に伴う時間短縮については、時間短縮がされていないものと見做します。 本事業は、月額での補助となりますので、月ごとの配置状況をもとに補助金額を算定します。

14. 申請の手続きについて（相談支援体制強化事業）

No.	質問	回答
14-1	相談支援体制強化事業については、交付申請の手続きの前に適用申請が必要か。	事前に確認を要する事項が特にありませんので、不要とします。補助金の交付申請手続きからとなります。